平成２５年（再イ）第３６号

徳島県徳島市八万町上福万212―２　ガーデンヒルズⅠ―１階102号

再生債務者　新開　　浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月30日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１９５号

北海道恵庭市恵み野西３丁目５番８

再生債務者　村田　一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月30日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１５号

北海道岩見沢市南町４条１丁目３番11号

再生債務者　高田　裕也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月30日

札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（再イ）第２６号

函館市富岡町１丁目49番21号

再生債務者　鈴木志津子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月30日　　函館地方裁判所

平成２５年（再イ）第３１号

北海道帯広市自由が丘７丁目６番地１

再生債務者　細矢実智博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月30日

釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２６年（再イ）第１号

栃木県那須塩原市豊浦10番地465

再生債務者　齋藤　朋子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月30日

宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（再イ）第１２号

千葉県君津市南子安８丁目９番34号

再生債務者　佐藤　昌嘉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月30日

千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（再イ）第１０号

長野県上伊那郡南箕輪村6353番地３

再生債務者　大原　幸介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月30日　長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（再イ）第６０号

愛知県豊田市本新町９丁目62番地　本地住建ビルＤ号

再生債務者　伊藤　秀樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月30日

名古屋地方裁判所岡崎支部

公文書等の管理に関する独立行政法人海洋研究開発機構公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を平成26年５月15日付で次のとおり変更したので公示する。

平成 26 年５月 15 日　　独立行政法人海洋研究開発機構　理事長　平　　朝彦

変更前　神奈川県横須賀市夏島町２番地15　横須賀本部　情報公開閲覧室内
神奈川県横浜市金沢区昭和町3173番地25　横浜研究所　情報公開サテライトコーナー内
青森県むつ市大字関根字北関根690番地　むつ研究所　情報公開サテライトコーナー内
東京都千代田区内幸町２丁目２番地２号富国生命ビル　東京事務所　情報公開サテライトコーナー内
沖縄県名護市字豊原224番地３　国際海洋環境情報センター　情報公開サテライトコーナー内

変更後　神奈川県横須賀市夏島町２番地15　横須賀本部　情報公開閲覧室内

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年５月 15 日

日本放送協会　営業局長　松原　洋一

1　競争入札に付する事項

⑴　件名

①　放送受信料の契約・収納業務
（東京都　練馬区の一部）一式

②　放送受信料の契約・収納業務
（神奈川県　横浜市磯子区、金沢区の一部、港南区の一部）一式

③　放送受信料の契約・収納業務
（千葉県　柏市の一部、流山市）一式

④　放送受信料の契約・収納業務
（京都府　京都市伏見区）一式

⑤　放送受信料の契約・収納業務
（静岡県　浜松市中区の一部、南区）一式

⑥　放送受信料の契約・収納業務
（岡山県　岡山市北区の一部、中区、東区）一式

⑦　放送受信料の契約・収納業務
（福岡県　福岡市博多区の一部、中央区の一部、南区の一部、城南区の一部）一式

⑧　放送受信料の契約・収納業務
（大分県　大分市の一部、別府市、速見郡日出町）一式

⑵　仕様等　仕様書のとおり

⑶　契約期間
平成26年８月１日から平成29年11月30日までの間。

⑷　履行場所　仕様書のとおり

⑸　入札方法
入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）および総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出すること。入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、対象地区内の各放送局・センターの要求水準を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備することとし、これらの費用および付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もることとし、記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の108分の100に相当する金額を記載すること。）併せて、経費の積算内訳書を添付すること。

なお、上記１⑴①「東京都練馬区の一部」、②「神奈川県横浜市磯子区、金沢区の一部、港南区の一部」、③「千葉県柏市の一部、流山市」の３地区のうち、いずれか１つ以上の地区に入札する場合、⑦「福岡県福岡市博多区の一部、中央区の一部、南区の一部、城南区の一部」、⑧「大分県大分市の一部、別府市、速見郡日出町」の２地区のうち、いずれか１つ以上の地区に入札する場合は、「入札参加地区」、「受託希望順位」、「同時受託可能地区数」について、入札説明会で配付するそれぞれの別途指定用紙で提出すること。なお、「受託希望順位」については、指定の用紙以外のいずれの提出書類等にも記載しないこと。またプレゼンテーションでの表明も行わないこと。